

ゲリー L. ホーリング (Gary L. Halling)

顧問弁護士

Four Embarcadero Center Seventeenth Floor San Francisco, CA 94111 T: 415.774.3234 F: 415.434.3947 ghalling@sheppardmullin.com

業務分野

反トラスト及び競争法 国際的案件

韓国

訴訟

学歴

1975 年 サンフランシス コ大学法学士(J.D.)取 得、論文編集者、*ロー・* レビュー

1972 年 カリフォルニア 大学ロサンゼルス校文 学士号(B.A.) 取得、*優* 等(cum laude) で卒業

エクスターンシップ: 1974年 カリフォルニア 州最高裁判所裁判官ル イス H. バーク付き調査 官 ゲリー・ホーリングは、2001 年~2016 年にシェパード・モレンの反トラスト及び競争法グループのプラクティスグループリーダーに就任。 以前は米国司法省反トラスト局に所属し、1976 年~1981 年には一般訴訟セクションの訴訟弁護士を務めた。

担当の業務分野

反トラスト法及び不正競争問題に焦点を当て、複雑なビジネス訴訟を専門とする。連邦及び州の両方の執行当局が関与する民事・刑事反トラスト案件に豊富な経験を有する。Chambers USA は、ホーリングがその「素晴らしい」反トラスト訴訟実務と、「瞬時に信頼性を法廷にもたらす」技能によって高い評価を得ており、「率直で現実的な立派な弁護士」であると言及している。

職歴

1975年~1976年 米国地方裁判所裁判官ウィリアム B. エンライト(カリフォルニア州南部地区)付き調査官。

1976 年~1981 年 米国司法省反トラスト局訴訟弁護士、ワシントン D.C.

1981 年~1993 年 ブロード・シュルツ・ラーソン&ワインバーグ弁護士事務所パートナー、サンフランシスコ。

1993 年 シェパード・モレン・リクター&ハンプトン LLP パートナー、 サンフランシスコ。

訴訟経験事例

様々な司法省反トラスト国際カルテル価格操作事件を弁護。EC、日本、韓国、カナダ、ブラジル他での国際執行捜査の弁護の調整を含む。また関連する全米直接・間接民事集団訴訟を弁護(2002年~2014年)。

サムスン電子(Samsung Electronics)の反トラスト弁護士として、ラムバス(Rambus)社との数十億ドル規模の訴訟において IP 関連の反トラストの主張を弁護し、世界的な関連訴訟において特許弁護士

と連携(2004年~2010年)。

世界的な特許及び標準関連の反トラスト政府訴訟、並びにアップル (Apple)、クアルコム(Qualcomm)及びエリクソン(Ericsson)を含む 大手技術企業が関与する私的反トラスト訴訟においてサムスン電子(Samsung Electronics)の代理を担当(2011 年~現在)。

シャーマン法に基づき初めて勝訴した重罪の価格操作事件における米国の共同弁護士(不動産手数料)。 抗告審判において有罪判決が支持される。 米国対フォーリー(Foley)、598 F.2d 1323(第 4 巡回 1979 年) 裁量上訴不受理、444 U.S. 1043(1980 年)。

標準必須特許(SEP)の司法省反トラスト操作においてサムスン電子を弁護、捜査終了(2014年)。

全国規模の TFT-LCD 司法省大陪審捜査及び外国政府執行捜査、並びに関連する直接・間接集団訴訟価格操作訴訟(70 件を超える事件)を弁護し、サムスン電子及びサムスン SDI 被告を代表して、ノキア(Nokia)、モトローラ(Motorola)他により原告の主張をオプトアウト(2007 年~2015 年)。

ブラウン管(CRT)が関与する司法省反トラスト局の犯罪となる価格操作をめぐる大陪審捜査及び外国の執行当局捜査、並びに関連する民事の直接・間接反トラスト集団訴訟、及びオプトアウト訴訟において SDI アメリカ(SDI America)及びサムスン SDI(Samsung SDI)の事業体を弁護(2007年~現在)。

リチウムイオン電池(バッテリー)が関与する司法省反トラスト局の 犯罪となる価格操作をめぐる大陪審捜査及び外国の執行当局捜査、並びに関連する民事の直接・間接反トラスト集団訴訟において SDIアメリカ(SDI America)及びサムスン SDI(Samsung SDI)の 事業体を弁護(2011年~現在)。

ハースト・コーポレーション (Hearst Corporation) の連邦裁判反トラスト事件を審理。結果としてハースト社によるサンフランシスコ・クロニクル (San Francisco Chronicle) 6 億 6000 万ドルの買収を成就。ライリー (Reilly) 対ハースト・コーポレーション (The Hearst Corporation)、107 F. Supp. 2d 1192 (カリフォルニア州北部地区2000年)。

メディアニュース・グループ (MediaNews Group) 及びカリフォルニア・ニュースペーパーズ・パートナーシップ (California Newspapers Partnership) の代理を担当し、私的訴訟及び関連する司法省訴訟においてサンフランシスコ湾岸地帯の新聞社の 10 億ドル規模の買収を弁護。 ライリー (Reilly) 対メディアニュース・グループ (MediaNews Group) 他 (カリフォルニア州北部地区 2006 年~2007 年)。

共同主任訴訟弁護士として、カリフォルニア州の不正競争法令に基づき外貨交換実務に異議を唱える代表訴訟において、マスターカード・インターナショナル(MasterCard International Incorporated)を弁護、シュワルツ(Schwartz)対ビザ(Visa)及びマスターカード(MasterCard)、アラメダ上級裁判所(2002年)。マスターカード及びビザに対する控訴審棄却、132 Cal. App. 4th 1452(2005年)。

サムスン電子(Samsung Electronics)を代表し、DRAMメモリチップが関与する価格操作をめぐる司法省反トラスト刑事訴訟及び関連する全国 MDL 直接・間接民事集団訴訟、並びに 40 を超える州検事総長による訴訟を弁護して解決し、世界的規模の弁護を調整。 DRAM 反トラスト訴訟(In Re DRAM Antitrust Litigation) (MDL) (カリフォルニア州北部地区 2002年~現在)。

SRAM、フラッシュメモリチップ、及びその他の製品の価格操作を主張する直接・間接の民事集団訴訟、並びに米国司法省及び外国の執行当局の訴訟においてサムスン(Samsung)企業を弁護(2007年~2011年)。

司法省反トラスト局の大陪審捜査、自動車部品及び不動産抵当流れ事件において国内外の上級役員を弁護(2011年~現在)。

司法省反トラスト局の犯罪となる価格操作をめぐる大番審捜査を弁護し、ヨーロッパの多国籍企業(海運業)及びニューヨーク証券取引所(NYSE)で取引される米国企業(道路建設業)の代理を担当(2007年~2008年)。

共同弁護士として、カリフォルニア州の管財人としてロングビーチ市を代表し、1992年にエクソン(Exxon)に対し、連邦裁判所の反トラスト事件を審理。本事件大手石油企業が関与する関連訴訟の一部であり、結果的に州に対して3億ドルを超える和解金をもたらした。本訴訟において第9巡回区控訴裁判所への異議申立てに成功、カリフォルニア州人民対シェブロン(Chevron)他、872 F.2d 1410 (第9巡回区 1989年)、裁量上訴不受理、493 U.S. 1076(1990年)。

主任弁護士として、連邦裁判所陪審員訴訟を審理し、テクサコ (Texaco)のカリフォルニア州原油輸送システムを誰でも使用できるようにし、公共企業としての立場とした(カリフォルニア州東部地区 1994年7月)。未発行の第九巡回区控訴裁判所判決、Mission Resources 対 Texaco Trading and Transportation (第9巡回区 1995年)。

死亡した株主のサイパンにある遺産から、会社が発行済み株式を購入することを認める DHL 株主契約の条件を執行するための連邦裁判所訴訟において主任弁護士として DHL の代理を担当。結果として企業支配権の取得に成功。 DHL 対 Estate of Larry Hillblom (カリフォルニア州北部地区 1998年)。

米国司法省の反トラスト局に在籍中、新聞保存法(15 U.S.C. 1803年)に基づき、様々な管理上の証拠尋問を審理。シンシナティ(1977年)及びシアトル(1981年)における新聞事業運営の合併を含む。また CBS による出版会社の買収に異議を唱えるクレイトン法第7条訴訟において米国の弁護士を担当した。米国対 CBS(CBS Inc.)、1982-1取引事件(CCH)64,478(ニューヨーク州南部地区1981年)。

受賞歴

- ●「反トラスト先駆者」にランク付け、National Law Journal、 2016 年
- 反トラスト及び競争法分野の「一流弁護士」に選出、 Chambers USA、2016 年
- 反トラスト部門で選出、Legal 500、2014 年~2017 年
- ●「反トラストトップ弁護士」に選出、Chambers & Partners、 2009 年~2015 年
- 「Best Lawyers in America」に選出、2008 年~2018 年
- ●「訴訟のスター」に選出、Benchmark Litigation、2009 年~ 2018 年
- 「北部カリフォルニアスーパー弁護士」に選出、San Francisco Magazine、2007 年~2017 年

会員

- 米国法曹協会反トラスト法部会会員
- カリフォルニア州弁護士会反トラスト部会会員

著書:論文

- United States Antitrust Laws (2014) (English, Chinese, Korean, and Japanese versions)
- Confronting Cartels Proactively (2004)
- Antitrust Mergers and Acquisitions (2003)

講演

ホーリングは、米国法曹協会の反トラスト部会において定期的に講演を行っており、反トラストに関する話題について大手国内企業に対して発表を行っている。

- 標準必須特許、詐欺及び競争法に関するワークショップ、規制当局パネルの司会(2015年)
- ABA 国際反トラストカルテル会議、ファカルティスピーカー (2010年パリ)
- WTO 研究のための中国社会、中国反トラストプロフェッショナル委員会、スポンサー及び基調講演者(2009年)
- 北京反トラスト会議、中国の新独占禁止法、スポンサー及び

基調講演者(2007年)

• 中国における合併及び買収、上海会議、講演者(2007年上海)

弁護士登録

カリフォルニア州(1975年) コロンビア特別区(1977年)

メディア報道

シェパード・モレンのゲリー・ホーリングとの一問一答 *Law360、2013* 年 3 月 14 日